

IFRIC Update 2026 年 3 月

IFRIC Update は IFRS 解釈指針委員会（委員会）が公開の会議で至った決定の要約である。過去の Update は [IFRIC Update アーカイブ](#) で見つけられる。

委員会は [2026 年 3 月 17 日から 18 日](#) に会議を行い、下記について議論した。

目次

[委員会の暫定的なアジェンダ決定](#)

- 支配の再検討（IFRS 第 10 号「連結財務諸表」） — アジェンダ・ペーパー5

[IASB の検討を求めるアジェンダ決定](#)

- グループ内の貨幣性負債（又は資産）から生じる為替差額の分類（IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」） — アジェンダ・ペーパー2
- オフテイク契約に基づく蓄電池の使用から生じる経済的便益（IFRS 第 16 号「リース」） — アジェンダ・ペーパー3
- 適正な表示及び IFRS 会計基準への準拠（IAS 第 1 号「財務諸表の表示」） — アジェンダ・ペーパー4
- 親会社の個別財務諸表の目的上の特定の主要な事業活動の評価（IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」） — アジェンダ・ペーパー6
- 費用を性質別に開示する要求の範囲（IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」） — アジェンダ・ペーパー7
- 為替エクスポージャーを管理するデリバティブに係る利得及び損失の分類（IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」） — アジェンダ・ペーパー8
- IAS 第 12 号「法人所得税」の範囲に含まれる法人所得税ではない税金又はその他の費用の表示（IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」） — アジェンダ・ペーパー9A
- IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」に係る委員会のアジェンダ決定の更新 — アジェンダ・ペーパー9B

[その他の事項](#)

[関連情報](#)

[作業計画](#)

[一貫した適用の支援](#)

- 単一投資者ファンドについての支配の判定 (IFRS 第 10 号) — アジェンダ・ペーパー10
- IFRS 第 9 号の適用後レビュー — ヘッジ会計 — アジェンダ・ペーパー11
- 仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー12

IFRIC Update への補遺一委員会のアジェンダ決定

- グループ内の貨幣性負債 (又は資産) から生じる為替差額の分類 (IFRS 第 18 号) — アジェンダ・ペーパー2
- オフテイク契約に基づく蓄電池の使用から生じる経済的便益 (IFRS 第 16 号) — アジェンダ・ペーパー3
- 適正な表示及び IFRS 会計基準への準拠 (IAS 第 1 号) — アジェンダ・ペーパー4
- 親会社の個別財務諸表の目的上の特定の主要な事業活動の評価 (IFRS 第 18 号) — アジェンダ・ペーパー6
- 費用を性質別に開示する要求の範囲 (IFRS 第 18 号) — アジェンダ・ペーパー7
- 為替エクスポージャーを管理するデリバティブに係る利得及び損失の分類 (IFRS 第 18 号) — アジェンダ・ペーパー8

委員会の暫定的なアジェンダ決定

委員会は、以下の事項について議論を行い、作業計画に基準設定プロジェクトを追加しないことを暫定的に決定した。委員会は、これらの暫定決定 (基準設定プロジェクトを追加しない理由を含む) を今後の会議で再検討する予定である。委員会は暫定的なアジェンダ決定に対するコメントを求めている。関心のある関係者は、コメントを [open for comment](#) ページで提出することができる。すべてのコメントは公開の記録に記載されウェブサイトに掲載される。ただし、回答者が機密とすることを要請し我々がその要請を認めた場合は除く。そうした要請は、十分な理由 (例えば、商業上の機密) の裏付けがない限り、通常は認められない。委員会は、締切日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。締切日後に受け取ったコメントは、委員会が検討するアジェンダ・ペーパーにおいては分析されない。

支配の再検討 (IFRS第10号「連結財務諸表」) — アジェンダ・ペーパー5

2026年5月29日までコメントを募集

委員会は、IFRS 第 10 号の第 8 項に従って、企業は投資先の管理文書が修正される際に投資先に対する支配を保持するかどうかを再検討するかどうかを質問した要望書を受け取った。企業が投資先を支配しているかどうかについての企業の結論は、そのような再検討の結果として変化する場合も変化しない場合もある。

事実パターン

企業は、投資先が設立された際に投資先の目的及び設計に関与した。その時点で、企業は、IFRS 第 10 号を適用して、投資先を支配していると結論を下した。後日、投資先の管理文書は、投資先の関連性のある活

動の変化のほか、その関連性のある活動に関する企業及び他の当事者の権利の変化を生じさせる可能性のある方法で修正された。

質 問

要望書は、IFRS 第 10 号の第 8 項を適用して、投資先の管理文書の修正が、投資先に対する支配を保持しているかどうかの再検討を企業に要求するかどうかを質問している。

発見事項

委員会が [これまでに] 収集した証拠により、要望書に記載された事実パターンにおいて、企業は投資先に対する支配を保持しているかどうかを再検討するかどうかの決定における多様性はないことが示された。フィードバックは、その事実パターンにおいて、企業は投資先に対する支配を保持しているかどうかを再検討することを示唆している。

結 論

発見事項に基づいて、委員会は、要望書に記述されている事項は幅広い影響を有していないと結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを [決定した]。

IASB の検討を求めるアジェンダ決定

グループ内の貨幣性負債（又は資産）から生じる為替差額の分類（IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」） — アジェンダ・ペーパー2

委員会は、グループ内の貨幣性負債（又は資産）から生じる為替差額の分類に関して 2025 年 9 月の IFRIC Update で公表した [暫定的なアジェンダ決定](#) に対するフィードバックについて検討した。

委員会は当該アジェンダ決定についての議論を完了した。IFRS 財団の [「デュー・プロセス・ハンドブック」](#) の 8.7 項に従って、国際会計基準審議会（IASB）はこのアジェンダ決定を今後の会議で検討する。IASB が当該アジェンダ決定に反対しない場合には、この IFRIC Update への補遺において公表されることになる。

オフイク契約に基づく蓄電池の使用から生じる経済的便益（IFRS第16号「リース」） — アジェンダ・ペーパー3

委員会は、企業が IFRS 第 16 号の B9 項(a)の要求事項をどのように適用するのか、具体的には、顧客が特定された資産の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有しているかどうかを企業がどのように判定するのかに関して 2025 年 9 月の IFRIC Update で公表した [暫定的なアジェンダ決定](#) に対するフィードバックについて検討した。

委員会は当該アジェンダ決定についての議論を完了した。IFRS 財団の [「デュー・プロセス・ハンドブック」](#) の 8.7 項に従って、IASB はこのアジェンダ決定を今後の会議で検討する。IASB が当該アジェンダ決定に反対しない場合には、この IFRIC Update への補遺において公表されることになる。

適正な表示及び IFRS 会計基準への準拠（IAS 第 1 号「財務諸表の表示」） — アジェンダ・ペーパー4

委員会は、適正な表示及び IFRS 会計基準への準拠に関しての IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 15 項から第 24 項 [IAS 第 8 号「財務諸表の作成基礎」の第 6A 項から第 6J 項] における要求事項の適用に関して

2025 年 11 月の IFRIC Update で公表した[暫定的なアジェンダ決定](#)に対するフィードバックについて検討した。

委員会は当該アジェンダ決定についての議論を完了した。IFRS 財団の「[デュー・プロセス・ハンドブック](#)」の 8.7 項に従って、IASB はこのアジェンダ決定を今後の会議で検討する。IASB が当該アジェンダ決定に反対しない場合には、この IFRIC Update への補遺において公表されることになる。

親会社の個別財務諸表の目的上の特定の主要な事業活動の評価（IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」） — アジェンダ・ペーパー6

委員会は、IFRS 第 18 号を適用する親会社が、個別財務諸表の目的上、特定の主要な事業活動（要望書に記載された事実パターンでは、非連結子会社に対する投資という主要な事業活動）を有しているかどうかをどのようにして評価するののかに関して 2025 年 11 月の IFRIC Update で公表した[暫定的なアジェンダ決定](#)に対するフィードバックについて検討した。

委員会は当該アジェンダ決定についての議論を完了した。IFRS 財団の「[デュー・プロセス・ハンドブック](#)」の 8.7 項に従って、IASB はこのアジェンダ決定を今後の会議で検討する。IASB が当該アジェンダ決定に反対しない場合には、この IFRIC Update への補遺において公表されることになる。

費用を性質別に開示する要求の範囲（IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」） — アジェンダ・ペーパー7

委員会は、IFRS 第 18 号の第 83 項の要求事項の範囲に関して 2025 年 11 月の IFRIC Update で公表した[暫定的なアジェンダ決定](#)に対するフィードバックについて検討した。

委員会は当該アジェンダ決定についての議論を完了した。IFRS 財団の「[デュー・プロセス・ハンドブック](#)」の 8.7 項に従って、IASB はこのアジェンダ決定を今後の会議で検討する。IASB が当該アジェンダ決定に反対しない場合には、この IFRIC Update への補遺において公表されることになる。

為替エクスポージャーを管理するデリバティブに係る利得及び損失の分類（IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」） — アジェンダ・ペーパー8

委員会は、企業が連結純損益計算書においてデリバティブ金融商品に係る利得又は損失を分類するために IFRS 第 18 号の B70 項から B76 項の要求事項をどのように適用するののかに関して 2025 年 11 月の IFRIC Update で公表した[暫定的なアジェンダ決定](#)に対するフィードバックについて検討した。

委員会は当該アジェンダ決定についての議論を完了した。IFRS 財団の「[デュー・プロセス・ハンドブック](#)」の 8.7 項に従って、IASB はこのアジェンダ決定を今後の会議で検討する。IASB が当該アジェンダ決定に反対しない場合には、この IFRIC Update への補遺において公表されることになる。

IAS 第 12 号「法人所得税」の範囲に含まれる法人所得税ではない税金又はその他の費用の表示（IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」） — アジェンダ・ペーパー9A

委員会は、純損益計算書における、IAS 第 12 号「法人所得税」を適用して税金費用でも税金収益でもない税金又はその他の費用の表示に関して 2025 年 11 月の IFRIC Update で公表した[暫定的なアジェンダ決定](#)に対するフィードバックについて検討した。

委員会は当該アジェンダ決定についての議論を完了した。IFRS 財団の「[デュー・プロセス・ハンドブック](#)」の 8.7 項に従って、IASB はこのアジェンダ決定を今後の会議で検討する。IASB が当該アジェンダ決定に反対しない場合には、この IFRIC Update への補遺において公表されることになる。

IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」に係る委員会のアジェンダ決定の更新 — アジェンダ・ペーパー9B

委員会は、次のアジェンダ決定を更新するために 2025 年 11 月の IFRIC Update で公表した[提案](#)に対するフィードバックについて検討した。

- a. 法人所得税以外の税金に係る納付の表示 (IAS 第 1 号及び IAS 第 12 号)
- b. トン税の分類 (IAS 第 12 号)

委員会は、これら 2 つのアジェンダ決定の更新案を最終確定することを決定した。

IASB は委員会の決定を今後の会議で検討する。IASB が合意すれば、2 件のアジェンダ決定の更新がこの IFRIC Update への補遺において公表されることになる。

その他の事項

単一投資者ファンドについての支配の判定 (IFRS 第 10 号) — アジェンダ・ペーパー10

委員会は、ファンド・マネージャーが代理人である場合に、企業 (ファンド・マネージャー以外のファンドに対する唯一の投資者) がファンドを支配しているかどうかをどのように判定するのかに関する要望書について議論した。

委員会は、今後の会議で当該事項についての議論を継続する。

IFRS 第 9 号の適用後レビュー — ヘッジ会計 — アジェンダ・ペーパー11

委員会メンバーは、次のことについて議論し、意見を示した。

- a. IFRS 第 9 号「金融商品」におけるヘッジ会計の要求事項及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」における関連する開示要求の導入及び適用
- b. それらの要求事項の適用後レビューの第 1 フェーズにおいて IASB は検討すべき事項

次のステップ

IASB は、公開協議のための情報要請に含めるべき事項を識別する際に、このインプットを考慮する。

仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー12

委員会は、2026 年 3 月の会議で議論されなかった未解決事項の現状についてのアップデートを受けた。

IFRIC Update への補遺 — 委員会のアジェンダ決定

アジェンダ決定は、多くの場合、説明的資料を含んでいる。説明的資料は、IFRS 会計基準における諸原則及び要求事項についての企業の理解を変える可能性のある追加の洞察を提供する場合がある。このため、企業がアジェンダ決定の結果として会計方針を変更する必要があると決定する場合がある。企業は、当該決定を行い必要な会計方針の変更を適用するための[十分な時間](#) (例えば、企業は変更を適用す

るために新たな情報の入手やシステムの適用が必要となる場合がある) を与えられることが期待される。会計方針の変更を行うために十分な時間がどのくらいなのかの決定は、企業の具体的な事実及び状況に応じて決まる判断の問題である。それでも、企業は、どのような変更も適時に導入するとともに、重要性がある場合には、当該変更に関する開示が IFRS 会計基準によって要求されるかどうかを検討することを期待される。

委員会は次の事項について議論し、基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

グループ内の貨幣性負債（又は資産）から生じる為替差額の分類（IFRS第18号） — アジェンダ・ペーパー2

2026年4月公表¹

委員会は、グループ内の貨幣性負債（又は資産）から生じる為替差額の分類に関する要望書を受け取った。IFRS 第 18 号の B65 項は、「IAS 第 21 号『外国為替レート変動の影響』を適用して純損益計算書に含めた為替差額を、過大なコスト又は労力を伴う場合を除き、当該為替差額を生じさせた項目から生じた収益及び費用と同じ区分に分類」することを企業に要求している（B68 項参照）。

要望書では、IFRS 第 18 号の B65 項を適用する企業が、為替差額を生じさせたグループ内の貨幣性負債（又は資産）から生じる収益及び費用が連結上消去されている場合に、当該為替差額をどのように分類するのかを質問していた。

事実パターン

要望書に記載されている事実パターンでは、企業は子会社との間で融資（グループ内融資）契約を締結する。企業と子会社は異なる機能通貨を有している。このグループ内融資は次のようなものである。

- a. 企業又はその子会社のいずれかの機能通貨で表示されている。
- b. 子会社に対する企業の純投資の一部ではない。

グループ内融資が外貨建ての貨幣性項目である企業又は子会社は、IAS 第 21 号を適用して当該融資を機能通貨に換算し、その結果生じる為替差額を純損益（為替差額）に認識する。IFRS 第 10 号「連結財務諸表」に従って連結財務諸表を作成するにあたり、企業はグループ内の資産、負債、収益、費用及びキャッシュ・フローを全額消去する。しかし、IAS 第 21 号の第 45 項に従って、企業は当該為替差額を消去せず、当該為替差額を連結純損益計算書に認識する。

IFRS 会計基準の要求事項の適用

企業が為替差額を IFRS 第 18 号の B65 項に従ってどのように分類するのかを決定するために、委員会は「当該為替差額を生じさせた項目」とは何なのかを検討した。

IAS 第 21 号の第 45 項は、次のように述べている。「在外営業活動体の業績及び財政状態を報告企業に組み込む際には、通常の連結手続（子会社の連結会社間残高や連結会社間取引高の相殺消去など）に従う（IFRS 第 10 号「連結財務諸表」参照）。しかし、連結会社間の貨幣性資産（又は負債）は、短期であれ長期であれ、連結財務諸表に為替変動の結果を表示することなしに、対応する連結会社間の負債（又は資産）と相殺消去することはできない。これは、貨幣性項目はある通貨から他の通貨への転換の約定を表すものであり、報告企業を為替変動による利得又は損失に晒すものだからである。（以下略）」

委員会は、IAS 第 21 号の第 45 項によると、為替差額を生じさせたのはグループ内の貨幣性負債（又は資産）であることに着目した。当該貨幣性項目は、ある通貨から他の通貨への転換の約定を表すものである。

したがって、委員会は、要望書に記述された事実パターンに適用される IFRS 第 18 号の B65 項の合理的な読み方は、当該為替差額を分類するための 2 つの考え得る方法（このアジェンダ決定において見解 1 及び見解 2 として記述）を生じさせるという結論を下した。

見解 1—為替差額をデフォルト区分としての営業区分に分類する

当該為替差額を生じさせた項目から生じた収益及び費用は、連結純損益計算書に含められていない。したがって、企業は IFRS 第 18 号の B65 項をこの為替差額に適用できないと合理的に結論を下すことができる。企業が当該為替差額を分類することのできる「同じ」区分はないからである。そのため、企業は、デフォルト設定により、当該為替差額を IFRS 第 18 号の第 52 項に従って営業区分に分類する。

見解 2—為替差額を、グループ内融資から生じる収益及び費用が連結上の消去の前に分類されていたであろう区分と同じ区分に分類するか、又は、それが過大なコスト又は労力を伴う場合には、営業区分に分類する

企業は、為替差額はグループ内融資から連結時の当該融資（並びに当該融資から生じた収益及び費用（当該為替差額を除く））の消去の前に生じたものであると考える可能性がある。

委員会は、IFRS 第 18 号の第 65 項は為替差額を当該為替差額を生じさせた項目から生じた収益及び費用と「同じ」区分に分類することを要求しているが、当該収益及び費用を連結純損益計算書に含めることは要求していないことに着目した。

したがって、IFRS 第 18 号の B65 項を適用して、企業は当該為替差額を、グループ内融資から生じた収益及び費用が当該収益及び費用の消去の前に分類されていたであろう区分に分類できると合理的に結論を下すことができる。

委員会は、見解 2 を適用すると次のようになることに着目した。

- a. 企業が、IFRS 第 18 号の B68 項に従って、為替差額を収益及び費用が消去前に分類されていたのと同じ区分に分類することが過大なコスト又は労力を伴うと判断する場合には、企業はこれに代えて当該為替差額を営業区分に分類する。IFRS 第 18 号の B68 項に従って、企業は為替差額を分類することが過大なコスト又は労力を伴うかどうかを「為替差額を生じさせる各項目について」評価する。
- b. 企業は当該為替差額を自らの視点（連結グループとしての）から分類する。これは、例えば、企業が当該為替差額を分類する区分が、子会社が当該為替差額を純損益計算書（当該子会社に該当がある場合）において分類した区分と異なる可能性があることを意味する。当該区分が異なる可能性がある理由は、特定の主要な事業活動についての企業の評価（連結グループとしての）が企業の特定の主要な事業活動についての子会社の評価と異なる場合があることである。

その他の見解

委員会は、要望書に記載されていたその他の見解は要求事項の合理的な読み方ではないであろうと結論を下した。それらの見解は次のものであった。

- a. 事実パターンにおける取引は資金の調達のみを伴うものであり、したがって、企業は当該為替差額を財務区分に分類する。委員会は、この見解は要求事項の合理的な読み方ではないと結論を下した。為替差額は必ずしも（グループ内の）資金調達のみを伴う取引から生じるものではないからである。
- b. 当該為替差額はある通貨から他の通貨への一定の期間にわたる現金の移転から生じたものであり、したがって、企業は当該為替差額を投資区分に分類する。委員会は、この見解は要求事項の合理的な読み方ではないと結論を下した。当該為替差額を生じさせたのは現金（又は通貨）ではないからである。

その他の所見

委員会は、企業は会計方針（すなわち、このアジェンダ決定に記述した見解 1 又は見解 2）を IAS 第 8 号「財務諸表の作成基礎」に従って策定し適用することに着目した。

結 論

分析に照らして、委員会は、基準設定プロジェクトを作業計画に追加すべきかどうかを検討した。委員会は、要望書に記載された事実パターンにおける為替差額の分類をさらに明確化するための基準設定プロジェクトの予想される便益はコストを上回らないであろうと結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

アジェンダ・ペーパー2：IASB への報告書

委員会の議論及び暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバックは、IFRS 第 18 号の B65 項の要求事項をグループ内の貨幣性項目から生じる為替差額を分類するために適用するにあたっての潜在的な課題を示した。委員会はこれらの潜在的な課題を IASB に報告することを提案した。

オフテイク契約に基づく蓄電池の使用から生じる経済的便益（IFRS第16号） — アジェンダ・ペーパー3

2026 年 4 月公表²

委員会は、企業が IFRS 第 16 号の B9 項(a)の要求事項をどのように適用するかに関する要望書を受け取った。具体的には、顧客が特定された資産の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有しているかどうかを企業がどのように判定するのかである。要望書は、蓄電池オフテイク契約を伴う事実パターンを記述することによって質問を例示している。

事実パターン

要望書に記載された事実パターンでは、蓄電池所有者及び電力小売業者は、グロス・プール電力市場における登録された参加者である。

蓄電池所有者及び電力小売業者は、蓄電池オフテイク契約を締結する。オフテイク契約の契約条件に基づいて、蓄電池所有者は蓄電池の保有を維持するが、電力小売業者の指図に従って稼働する契約上の義務を負う。当該指図は蓄電池の能力の 100%を対象としており、蓄電池は入替えができない。電力小売業者の指図は、通常、蓄電池所有者が蓄電池の充電及び放電を行うかどうか及びその時期を定める。電力小売業者は、使用期間の全体にわたり（それぞれの日の間に複数回を含む）、蓄電池の充電及び放電を行うことを蓄電池所有者に指図できる。

グロス・プール電力市場において、電力取引の決済には、市場運営者と取引を行う単一の登録された参加者が必要となる。蓄電池所有者は登録された参加者であるため、オフテイク契約に基づいて発生する取引は次のようにして決済される。

- a. 電力小売業者は、蓄電池を使用する権利の対価として契約期間にわたり蓄電池所有者に固定金額を支払う。この固定金額は、蓄電池のサイズ及び使用期間を反映し、蓄電池が充電又は放電されるかどうかに関係なく支払われる。
- b. 蓄電池所有者は、電力小売業者の指図に従って電力を売買することによって蓄電池を稼働し、市場運営者との取引を決済する。グロス・プール電力市場の構造に従って、市場運営者とのすべての取引はスポット価格で発生する。蓄電池所有者は、結果として生じるすべてのキャッシュ・フローを電力小売業者に支払う（又は結果として生じるすべてのキャッシュ・フローを電力小売業者から受け取る）。
- c. 蓄電池所有者と電力小売業者は、(a)及び(b)の取引を定期的に、現金で純額決済する。

IFRS 第 16 号の第 9 項は、「契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいる」と述べている。IFRS 第 16 号の B9 項を適用して、契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり移転するかどうかを評価するために、企業は、使用期間全体を通じて、顧客が次の両方を有しているかどうかを評価する。

- a. 特定された資産の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを得る権利
- b. 当該資産の使用を指図する権利

要望書に記載された事実パターンでは、電力小売業者は蓄電池の使用を指図する権利（IFRS 第 16 号の B9 項(b)）を有していると仮定している。要望書は、オフテイク契約に基づいて、電力小売業者が蓄電池の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを得る権利（IFRS 第 16 号の B9 項(a)）を有しているかどうかを質問している。

事実パターンへの IFRS 第 16 号の適用

企業が特定された資産の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを得る権利（IFRS 第 16 号の B9 項(a)）及び当該資産の使用を指図する権利（IFRS 第 16 号の B9 項(b)）を有しているかどうかを判定するにあたり、企業は当該契約の契約条件並びにすべての関連性のある事実及び状況を考慮する。

電力小売業者は蓄電池の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを得る権利（IFRS 第 16 号の B9 項(a)）を有しているか？

IFRS 第 16 号の B21 項は次のとおり定めている。「顧客は、資産の使用からの経済的便益を多くの方法（資産の使用、保有又はサブリースなどによる）で直接又は間接に得ることができる。資産の使用から得られる経済的便益には、主要なアウトプット及び副産物（これらの項目から生じる潜在的なキャッシュ・フローを含む）や、資産の使用から得られる他の経済的便益のうち第三者との商取引から実現することのできるものが含まれる。」

委員会は、要望書に記載された事実パターンでは、蓄電池の使用から生じる経済的便益は貯蔵能力及び容量に由来するものであること、すなわち、蓄電池が使用されるのは、電力を貯蔵し、その後放電するためであり、電力を生産するためではないことに着目した。

また、委員会は、蓄電池オフテイク契約が、蓄電池の貯蔵に由来する経済的便益を電力小売業者に提供していることにも着目した。電力小売業者は次のような独占的権利を有しているからである。

- a. 蓄電池の容量全体を使用期間全体にわたり（契約の存続期間にわたり）使用する。
- b. 蓄電池の充電及び放電を行うかどうか、いつ行うか、及びどの量で行うかを蓄電池所有者に指図する。

したがって、IFRS 第 16 号の B21 項を事実パターンに適用して、委員会は、電力小売業者は蓄電池の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有していると結論を下した。

電力小売業者は蓄電池の使用を指図する権利（IFRS 第 16 号の B9 項(b)）を有しているか？

要望書に記載された事実パターンは、電力小売業者が蓄電池の使用を指図する権利を有していると仮定している。したがって、委員会は事実パターンへの IFRS 第 16 号の B9 項(b)の適用については分析しなかった。

結 論

委員会は、IFRS 会計基準における原則及び要求事項は、電力小売業者が、要望書に記載された蓄電池オフテイク契約における顧客として、蓄電池の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有しているかどうかを判定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

適正な表示及び IFRS 会計基準への準拠 (IAS 第 1 号) — アジェンダ・ペーパー4

2026 年 4 月公表³

委員会は、適正な表示及び IFRS 会計基準への準拠に関する IAS 第 1 号の第 15 項から第 24 項 [IAS 第 8 号の第 6A 項から第 6J 項] の要求事項の適用に関する要望書を受け取った。

事実パターン及び質問

要望書に記載された事実パターンでは、IAS 第 1 号の第 19 項 [IAS 第 8 号の第 6E 項] を適用する企業が IFRS 会計基準書におけるある要求から離脱している。要望書は、企業はそれでも IAS 第 1 号の第 15 項 [IAS 第 8 号の第 6A 項] における適正な表示についての要求に準拠することを要求されるかどうかを質問していた。

発見事項

委員会が収集した証拠が示したところでは、要望書に記載された事実パターンは稀にしか発生しない。

結 論

発見事項に基づいて、委員会は、要望書に記載された事項は幅広い影響を有していないと結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

親会社の個別財務諸表の目的上の特定の主要な事業活動の評価 (IFRS第18号) — アジェンダ・ペーパー6

2026 年 4 月公表⁴

委員会は、IFRS 第 18 号を適用する親会社が、個別財務諸表の目的上、特定の主要な事業活動（要望書に記載された事実パターンでは、非連結子会社に対する投資という主要な事業活動）を有しているかどうかをどのようにして評価するのかに関する要望書を受け取った。

事実パターン

要望書に記載された事実パターンでは、報告企業は大きな企業グループの最終的な親会社である。その活動は、子会社に対する投資の保有、経営に関する意思決定、当該子会社の取得及び処分並びに当該投資に係るリターンの株主への分配のみである。親会社は、自らは IFRS 第 10 号「連結財務諸表」で定義されている投資企業ではないと判断している。

個別財務諸表において、親会社は子会社に対する投資（以後、非連結子会社に対する投資と呼ぶ）を IAS 第 27 号「個別財務諸表」の第 10 項(a)に従って取得原価で会計処理している。親会社は、株主にセグメント別分析を提供しておらず、個別財務諸表に関連する営業業績を説明するための小計も使用していない。親会社は、そのような指標を内部のモニタリング目的でも使用していない。株主はセグメント別の分析及び小計を連結グループの営業業績の指標として提供されている。グループの連結財務諸表の目的上は、特定の主要な事業活動は識別されていない。

要望書は、親会社が、個別財務諸表の目的上、特定の主要な事業活動（具体的には、非連結子会社に対する投資という主要な事業活動）を有しているかどうかを質問していた。IFRS 第 18 号に従って、親会社はそれらの子会社に対する投資（原価で会計処理される）から生じる収益及び費用を純損益計算書において次のように分類することになる。

- a. 非連結子会社に対する投資という主要な事業活動を有していると結論を下す場合には、営業区分に

- b. 非連結子会社に対する投資という主要な事業活動を有していないと結論を下す場合には、投資区分に

適用される要求事項

IFRS 第 18 号の第 52 項は、純損益計算書に含めたすべての収益及び費用のうち他の 4 つの区分（すなわち、投資、財務、法人所得税及び非継続事業の各区分）のどれにも分類されないものを営業区分に分類することを企業に要求している。IFRS 第 18 号の B42 項は、当該基準書における要求事項により、企業は主要な事業活動から生じる収益及び費用を営業区分に分類することになる（ただし、持分法を用いて会計処理している投資から生じる収益及び費用は除く）と説明している。IFRS 第 18 号の B30 項は、企業は複数の主要な事業活動を有している場合があると説明している。

収益及び費用を営業、投資及び財務の各区分に分類するために、企業は、IFRS 第 18 号の第 49 項で要求されているように、特定の主要な事業活動を有しているかどうかを評価する。IFRS 第 18 号の第 49 項(a)及び第 53 項(a)に従って、1 つの特定の主要な事業活動は、特定の種類の資産への投資（非連結子会社に対する投資を含む）である。IFRS 第 18 号の B44 項(c)で述べているように、非連結子会社に対する投資には、IAS 第 27 号の第 10 項(a)を適用して取得原価で会計処理されている個別財務諸表における子会社に対する投資が含まれる。

IFRS 第 18 号の第 53 項(a)は、企業が特定の主要な事業活動としてその種類の資産に対して投資している場合を除いて、非連結子会社に対する投資から生じる収益及び費用を投資区分に分類することを要求している。企業が特定の主要な事業活動として非連結子会社に投資している場合、IFRS 第 18 号の第 55 項は、当該子会社から生じる収益及び費用を営業区分に分類することを企業に要求している（ただし、当該投資が持分法を適用して会計処理されている場合は除く）。

IFRS 第 18 号の B30 項から B41 項は、特定の主要な事業活動を有しているかどうかを判定する際に企業が適用する適用指針を含んでいる。特に、

- a. IFRS 第 18 号の B33 項は、資産への投資が企業の主要な事業活動であるかどうかは、事実の問題であり、単なる主張ではないと述べている。同項は、資産への投資が主要な事業活動であるかどうかを評価するために判断を用いること及び当該評価が証拠に基づくことを企業に要求している。
- b. IFRS 第 18 号の B34 項から B36 項は、企業の主要な事業活動の証拠を提供する可能性のある要因について論じている。こうした要因には、例えば、企業が特定の小計を営業業績の重要な指標として使用しているかどうか、又は、IFRS 第 8 号「事業セグメント」を適用して、単一の事業活動で構成される報告セグメントを企業が有しているかどうかが含まれる。

IFRS 第 18 号の B37 項は、資産への投資が報告企業全体にとっての主要な事業活動であるかどうかを評価することを企業に要求している。したがって、資産への投資が主要な事業活動であるかどうかの評価は、連結グループである報告企業が行う場合と、連結グループにおける子会社の 1 つである報告企業が行う場合とでは、異なる結果となる可能性がある。IFRS 第 18 号に関する結論の根拠の BC99 項は、関連する要求事項についての IASB の論拠を説明し、ある活動が個別財務諸表の目的上、主要な事業活動であるかどうかについての親会社の結論は、グループの連結財務諸表の目的上の結論とは異なる可能性があるとして述べている。

IFRS 第 18 号の要求事項の事実パターンへの適用

IFRS 第 18 号の第 55 項に従って、企業は非連結子会社に対する投資という主要な事業活動を有する可能性がある。委員会は、親会社が個別財務諸表の目的上は非連結子会社に対する投資という主要な事業活動を有しているかどうかの評価は（特に、親会社に複数の事業活動がある場合には）判断を必要とし、親会社の具体的な事実及び状況に依存すると考えた。

要望書に記載された事実パターンでは、親会社は子会社に対する投資の保有及び管理並びに当該投資からのリターンの分配という実質的な事業活動を有している。委員会は、そうした状況においては、要望書に記

載されている親会社が主要な事業活動を有していないという結果は当該基準書の要求事項の基礎となっている IASB の論拠と不整合となると考えた。特に、

- a. 純損益に含めたすべての収益及び費用（投資、財務、法人所得税及び非継続事業に関連するものを除く）は企業の営業から生じる。
- b. 企業の営業には、1つ又は複数の主要な事業活動（資産に対する投資が企業の主要な事業活動である場合には、それから生じる収益及び費用を含む）が含まれるが、それには限定されない。

委員会は、要望書に記載された親会社について、他の実質的な活動がないことが、非連結子会社に対する投資が親会社の個別財務諸表の目的上は主要な事業活動であると結論を下すための十分な証拠であると考えた。

したがって、委員会は、親会社は、個別財務諸表の目的上、特定の主要な事業活動（具体的には、非連結子会社に対する投資という主要な事業活動）を有していると結論を下した。親会社は非連結子会社に対する投資を取得原価で会計処理している。したがって、IFRS 第 18 号の第 55 項(b)に従って、親会社は非連結子会社に対する投資から生じる収益及び費用を純損益計算書の営業区分に分類する。

また、委員会は次のように考えた。

- a. 要望書で記述された親会社は、株主にセグメント別の分析を提供しておらず、個別財務諸表に関連する営業業績を説明するための小計も使用していない。したがって、IFRS 第 18 号の B34 項から B36 項に示している企業が特定の主要な事業活動を有しているかどうかの評価において考慮する要因の種類の例示は、要望書に記載された事実パターンにおいては適用されない。それらの要因の欠如は決定的なことではなく、親会社の唯一の実質的な事業活動が主要な事業活動ではないことを示すものではない。
- b. IFRS 第 18 号の B31 項で示されている例の中に親会社がないことは、決定的なことではない。それらの例は網羅的な一覧ではない。
- c. 要求事項の開発にあたっての IASB の論拠（IFRS 第 18 号に関する結論の根拠の BC98 項から BC99 項に示されている）と整合的に、主要な事業活動の評価は報告企業全体について行われるので、親会社の個別財務諸表の目的での当該評価の結果は、単一の経済的実体としての親会社と子会社の連結財務諸表の目的での評価の結果とは異なり得る。

結 論

委員会は、IFRS 第 18 号における原則及び要求事項が、要望書に記載された親会社が、個別財務諸表の目的上、特定の主要な事業活動（具体的には、非連結子会社に対する投資という主要な事業活動）を有しているかどうかを評価するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

費用を性質別に開示する要求の範囲（IFRS 第 18 号） — アジェンダ・ペーパー7

2026 年 4 月公表⁵

委員会は、IFRS 第 18 号の第 83 項の要求事項の範囲に関する要望書を受け取った。

IFRS 第 18 号の第 75 項は、純損益計算書において以下を含む科目を表示することを企業に要求している。

- a. 営業費用（第 75 項(a)(ii)）
- b. IFRS 第 9 号「金融商品」及び IFRS 第 17 号「保険契約」で要求されている金額（第 75 項(b)から (c)）

質問

要望書は、IFRS 第 18 号の第 83 項の要求事項が次のいずれで適用されるのかを質問していた。

- a. 企業が IFRS 第 18 号の第 75 項(a)(ii)に列挙されている営業費用を純損益計算書の営業区分において機能別に表示する場合のみ
- b. 企業が純損益計算書の営業区分において、IFRS 第 18 号の第 75 項(b)から(c)に列挙されている費用を含めて、何らかの費用を機能別に表示している場合（要望書は、これらの費用には、資産の帳簿価額の一部として認識された金額が含まれている可能性があるとして述べていた。例えば、純損益計算書に認識した保険サービス費用には、過去に保険契約資産の一部として資産化された保険獲得費の償却が含まれている可能性がある）

要求事項の適用

委員会は、IFRS 第 18 号の第 83 項は例外又は除外を含んでいないことに着目した。これは、例えば、費用を機能別に分類した理由（すなわち、企業の判断を適用して又は IFRS 会計基準書における要求により費用を機能別に分類したこと）が、企業が第 83 項を適用することを要求されるかどうかの判定においては関連性がないことを意味する。

したがって、委員会は、IFRS 第 18 号の第 83 項は、企業が機能別に分類した費用（IFRS 第 18 号の第 75 項(b)から(c)に列挙されている費用のうち機能別に分類されているものを含む）で構成されているいかなる科目を純損益計算書の営業区分において表示している場合にも適用されると結論を下した。

委員会は、IFRS 第 18 号の B84 項が述べているように、IFRS 第 18 号の第 83 項に従って開示する金額は当期に費用として認識した金額である必要はないことに着目した。開示する金額には、資産の帳簿価額の一部として認識された金額を含めることができる。IFRS 第 18 号の第 83 項(b)を適用する企業が、当期に費用として認識した金額ではない金額を開示する場合には、企業は、関連する資産を識別して、その旨の定性的開示を提供することを要求される。IFRS 第 18 号に関する設例の IE7 の注記 1 は、IFRS 第 18 号の第 83 項及び関連する適用指針を適用する方法を例示している。

結 論

委員会は、IFRS 第 18 号における原則及び要求事項が、IFRS 第 18 号の第 83 項の要求事項の範囲を企業が決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

為替エクスポージャーを管理するデリバティブに係る利得及び損失の分類（IFRS 第 18 号） — アジェンダ・ペーパー8

2026 年 4 月公表⁶

委員会は、企業が連結純損益計算書においてデリバティブ金融商品に係る利得又は損失を分類するために IFRS 第 18 号の B70 項から B76 項の要求事項をどのように適用するのかに関する要望書を受け取った。そのデリバティブは、正味負債エクスポージャーの為替リスクを管理するために使用されている先渡契約であるが、IFRS 第 9 号「金融商品」を適用してヘッジ手段として指定されていない。

要望書は、企業が、IFRS 第 18 号を適用して、デリバティブから生じた利得又は損失を連結純損益計算書においてどのように分類するのかを質問している。

事実パターン

企業（親会社 P）は 3 つの子会社（子会社 A、子会社 B 及び財務子会社）を有しており、連結財務諸表を作成する際にそれらを連結する。子会社 A と B は同じ機能通貨（LC）であり、次のような外貨（FC）建のローンを有している。

- a. 子会社 A は第三者への貸付金 FC100（投資資産）を発行した。
- b. 子会社 B は別の第三者から借入金 FC120（財務負債）を調達した。

したがって、グループは正味負債エクスポージャーFC20 を有している。

IFRS 第 18 号の第 49 項を適用して、親会社 P は、連結財務諸表の目的では、特定の種類の資産への投資又は顧客へのファイナンスの提供という特定の主要な事業活動を有していないと評価している。したがって、連結財務諸表において、親会社 P は投資資産からの金利収益を投資区分に分類し、財務負債からの金利費用を財務区分に分類している。IFRS 第 18 号の B65 項を適用して、親会社 P は関連する為替差額をそれらの金融商品からの金利収益及び金利費用と同じ区分に分類している。

グループの正味負債エクスポージャーの為替リスクを管理するため、財務子会社は現地通貨を売って外貨を買う先渡契約を第三者と元本金額 FC20 で締結する（外部デリバティブ）。

グループのリスク管理方針に合わせて、この外部デリバティブの目的は、正味負債エクスポージャーの識別された為替リスク（当該正味エクスポージャーを構成している総額でのエクスポージャー（投資資産及び財務負債）のグループではなく）を管理することである。

親会社 P は、この外部デリバティブを、IFRS 第 9 号を適用してヘッジ手段として指定していない。

親会社 P は、IFRS 第 18 号の B72 項における過大なコスト又は労力による免除は適用されないと結論を下す。特に、親会社 P は、外部デリバティブと企業が当該デリバティブを使用して管理しているリスクとの結び付きを識別している。

財務子会社は、次の連結企業間デリバティブ（内部デリバティブ）も締結している。

- a. 子会社 A と名目金額 FC100 で（子会社 A が外貨を売り、現地通貨を買う）
- b. 子会社 B と名目金額 FC120 で（子会社 B が現地通貨を売り、外貨を買う）

適用される要求事項

IFRS 第 18 号の B70 項から B76 項は、デリバティブ及び指定されたヘッジ手段に係る利得及び損失の分類に関する適用指針を示している。IFRS 第 18 号の B72 項は、IFRS 第 9 号に従ってヘッジ手段として指定されていないが識別されたリスクを管理するために使用されているデリバティブに係る利得及び損失を、当該デリバティブを使用して管理されているリスクの影響を受ける収益及び費用と同じ区分に分類することを企業に要求している。ただし、そうすることで利得又は損失のグロスアップが必要となるか又は過大なコスト若しくは労力を伴う場合には、企業は当該デリバティブに係るすべての利得又は損失を営業区分に分類することを要求される。

IFRS 第 18 号の B74 項は次のように述べている。「…利得及び損失のグロスアップは次の場合に生じる可能性がある。

- a. 企業がそうした金融商品をリスク・ポジションが相殺し合う項目グループのリスクを管理するために使用しており、かつ、
- b. 管理されるリスクが、純損益計算書の複数の区分における科目に影響を与える場合」

IFRS 第 18 号の B75 項は、デリバティブに係る利得又は損失のグロスアップが生じる可能性のある例を示している。

要求事項の適用

委員会は、要求事項を内部デリバティブではなく外部デリバティブに係る利得又は損失のみに適用することについて検討した。これは次の理由によるものである。

- a. 要望書は、企業の連結純損益計算書における外部デリバティブに係る利得及び損失の分類について質問していた。
- b. IFRS 第 9 号に関する結論の根拠の BC6.144 項で説明されているように、リスクの軽減又は変換は、一般的に、報告企業の外部へのリスクの移転となる場合にのみ関連性がある。報告企業内でのリスクの移転は、報告企業全体の観点から見たリスク・エクスポージャーを変えるものではない。これは連結財務諸表の原則と整合的である。

委員会は、IFRS 第 18 号の B70 項から B76 項における適用指針に基づいて、企業はまずデリバティブを使用して管理しているリスクを識別する必要があることに着目した。それにより、当該リスクの影響を受ける純損益における区分及びその結果としての当該デリバティブに係る利得又は損失の分類を企業が決定できるようになる。

外部デリバティブを使用して管理されているリスク

委員会は、企業は通常、識別されたリスクを管理するために使用するデリバティブを承認されたリスク管理方針に従って締結することに着目した。したがって、企業は一般的には、デリバティブを使用して管理しているリスクを事実及び状況並びにリスク管理方針に基づいて識別できると見込まれる。

要望書に記載された事実パターンでは、グループのリスク管理方針に合わせて、外部デリバティブは正味負債エクスポージャーの為替リスクのみ（総額でのエクスポージャー（投資資産及び財務負債）ではなく）を管理するために使用されている。

外部デリバティブを使用して管理されているリスクの影響を受ける区分

要望書に記載された事実パターンでは、親会社 P は金融負債に係る為替差額を連結純損益計算書の財務区分に分類している。

外部デリバティブが正味負債エクスポージャーの為替リスクを管理するために使用されているので、IFRS 第 18 号の B72 項を適用して、親会社 P は外部デリバティブに係る利得又は損失を連結純損益計算書の財務区分に分類することを要求される。ただし、そうすることで利得及び損失のグロスアップが必要となるか又は過大なコスト若しくは労力を伴う場合は除く。

要望書に記載された事実パターンでは、親会社 P は、過大なコスト又は労力による免除は適用されないと結論を下した。

財務区分への分類は外部デリバティブに係る利得又は損失のグロスアップを必要とするか

IFRS 第 18 号の B74 項から B75 項の要求事項に基づいて、委員会は、デリバティブに係る利得及び損失のグロスアップについて次のことに着目した。

- a. 企業が識別されたリスクを管理していてそれが影響を与えるのが純損益計算書の単一の区分における科目である状況では生じない。
- b. 企業がデリバティブを使用して管理しているのがリスク・ポジションが相殺し合う項目グループのリスクであり、当該リスクが純損益計算書の複数の区分における科目に影響を与える状況では生じる可能性がある。影響を受ける区分のそれぞれにデリバティブに係る利得又は損失を分類するためには、企業は各区分にデリバティブについて発生したよりも大きな利得又は損失を表示することが必要となる。そのような結果は IFRS 第 18 号の B70 項及び B72 項で禁止されている。例えば、グループのリスク管理方針が、投資資産と財務負債の両方の為替リスクを総額ベースで管理するために外部デリバ

ティブを使用することであった場合には、これらのリスクは連結純損益計算書の投資区分及び財務区分における科目に影響を与えることになる。したがって、外部デリバティブに係る利得又は損失をこれらの区分に分類するには、当該デリバティブに係る利得又は損失のグロスアップが必要となるが、これは IFRS 第 18 号の B72 項で禁止されている。

委員会は、要望書に記載された事実パターンでは、外部デリバティブは正味負債の為替エクスポージャーのみを管理するために使用されていることに着目した。これは純損益計算書の単一の区分（すなわち、財務区分）に影響を与える。したがって、外部デリバティブに係る利得又は損失を財務区分に分類することは、そうした利得又は損失のグロスアップを必要としない。その結果、IFRS 第 18 号の B72 項は適用されない。

したがって、委員会は、企業は外部デリバティブに係る利得又は損失を、当該デリバティブを使用して管理されているリスクの影響を受ける収益及び費用と同じ区分（要望書に記載された事実パターンでは、連結純損益計算書の財務区分となる）に分類することを要求されると結論を下した。

結 論

委員会は、IFRS 会計基準における原則及び要求事項が、（企業のリスク管理方針に従って）識別されたリスクを管理するために使用されているが IFRS 第 9 号を適用してヘッジ手段として指定されていないデリバティブに係る利得又は損失の分類のための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

¹²³⁴⁵⁶ 「デュー・プロセス・ハンドブック」の 8.7 項に従って、2026 年 4 月の会議で、IASB はこのアジェンダ決定について議論し、反対しなかった。